

令和2年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札（総合評価落札方式）に関するQ&A（令和2年2月14日掲載）

NO	種別	質問内容	回答
162	2 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	<p>【仕様書第1の5 支援対象者（3）イ】 「ひきこもりであって、ひきこもりに特化した第一次相談窓口である『ひきこもり地域支援センター』の支援を受けられる者」は、サポステ事業の支援対象者とはならないとされているので、同センターの支援を受けられない者はサポステ事業の対象となると解釈できるが、当地域は、同センターから車で4時間半以上かかる遠隔地であるので、当地域のひきこもりは支援対象になると解釈してよいか。</p>	<p>大前提として、サポステはひきこもり状態の方に対する社会参加等への支援を行う機関ではなく、就労支援機関であり、支援対象者は仕様書第1の5(1)又は(2)に該当する者であることに留意されたい。</p>
163	2 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	<p>【仕様書第1の5 支援対象者（3）ア】 「生活困窮者自立支援法の枠組みによって、サポステの支援内容と重複する支援が受けられる者」は、サポステ事業の支援対象者とはならないとされているので、重複する支援が受けられない者はサポステ事業の対象となると解釈できるが、当地域で、生活困窮者就労準備支援事業が実施されていたとしても、サポステで実施している講座や作業訓練と同じものが実施されていなければ、支援対象になると解釈してよいか。</p>	<p>生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業の支援対象者となる者であっても、当該支援対象者が、就労準備支援事業の枠組みにおいてサポステ事業と同様の支援を受けることが出来ない場合はサポステの支援対象とはなる。なお、その場合においても両事業間で重複する支援は就労準備支援事業が優先されることに留意が必要である。</p>
164	2 基本事項（仕様書第1及び第2関係）	<p>【仕様書第2の3（1）総括コーディネーター】 総括コーディネーターが相談支援員やキャリアコンサルタントとして人員的配置の日数の兼務が出来るのか。</p>	<p>仕様書に定める総括コーディネーターとしての業務の遂行に支障のない範囲において、総括コーディネーターが相談支援員やキャリアコンサルタントとして兼務することは差し支えない。なお、当然のことであるが、総括コーディネーターの勤務時間等の労働条件について、労働関係法令に抵触するような働き方は認められない点に留意されたい。</p>
165	3 相談支援事業（仕様書第3関係）	<p>【仕様書第3の3 サポステ利用本登録前のプレ登録】 プレ登録は、来所せず、電話やメールのみでの相談も対象となるか。</p>	<p>プレ登録についても来所相談を前提に把握することを想定している。</p>
166	3 相談支援事業（仕様書第3関係）	<p>【仕様書第3の4 相談支援等の実施】 自宅への訪問支援は、高校中退者等アウトリーチプログラムによるもの（中退者や進路未決定者を対象）のみか。ひきこもり状態にある者に対してサポステへの来所を促すために行うことはできないか。一度来所し登録したが、その後、来所が途切れがちになった利用者宅を訪問することはできないか。</p>	<p>第3の4(2)ア(ウ)の福祉機関等へのアウトリーチにおいても、自宅に訪問すること自体を否定はしないが、積極的にアウトリーチを行う先として自宅は想定していない。あくまで、関係機関との連携の強化、関係機関に繋がっている支援対象者の把握・サポステへの誘導に主眼を置いているもの。なお、ひきこもり状態にある者についてはNo.162のとおり。 また、自宅への訪問は様々なトラブルの原因ともなり得るものであり、サポステ事業として行う場合は、必ず本人の同意の下で行うなど、慎重な運用が求められる。</p>
167	5 事業費関係（仕様書第5関係）	<p>【仕様書第5 支出対象経費 2 相談支援事業（4）消費税】 事業費として消費税分110分の10を受け取っても、精算時に、活動事務費は消費税抜きの金額しか計上できないので、国に納める消費税分が残らないのだが、仕組みとして問題はないか。</p>	<p>質問の趣旨が定かではないが、契約金額には消費税を含んでおり、その契約金額の110分の10が消費税に該当することを表しているもの。 (例) 体制費：10,000円 活動事務費：10,000円 一般管理費：2,000円 消費税：2,200円 契約金額：24,200円 →契約金額24,200円の110分の10が消費税2,200円（=消費税の除く契約金額22,000円の100分の10が消費税）</p>

NO	種別	質問内容	回答
168	8 提案書関係（提案書様式関係）	<p>【その他】 都道府県労働局に新たに配置される予定である、地域の経済団体、就職氷河期世代の支援機関、求人者・求職者などの関係者・当事者のニーズを踏まえた確かな職場実習・体験の機会をコーディネートする者について、配置状況、今後の展望はどのようになっているか。サポステ事業を展開する上で、この配置を前提として取り組んで良いか。</p>	<p>当該コーディネートする者については、令和2年度新規であり、その配置人数や今後の展望についても調整中であり、現時点では未定である。そのため、当該コーディネートする者との連携等については、実際に令和2年度中にサポステ事業を展開していく過程において、委託者である都道府県労働局と調整されたい。</p>
169	8 提案書関係（提案書様式関係）	<p>【添付書類】 提案書の添付資料として「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届」を提出する場合、労働局の受領印が押印している策定届の写しを添付すればよいか。</p>	<p>それで差し支えない。</p>
170	8 提案書関係（提案書様式関係）	<p>【1】(4) 目標数値を設定するにあたり、ステップアップ定着支援中の再就職についての仕様を確認したい。1月末に実施されたシステム改修後、「再就職先情報」の項目内に「就職の見込みあり」のチェックボックスが増えたが、ステップアップ定着支援中に週20時間未満の就労を始めた場合、「就職の見込みあり」にチェックすると就職等決定者としてカウントされると考えてよいか。 また、Q&A（令和2年1月24日掲載）の138として、『ステップアップ支援中の転職・就職の取り扱いについては、書類が揃えば「就職等決定者」としてカウントできるか』の問いに「貴見のとおりカウントできる」との回答があるが、週20時間以上の就労で書類が揃った場合は「就職等決定者」ではなく「就職決定者」になるのではないか。</p>	<p>「就職の見込みあり」にチェックする t 就職等決定者として新システムの目標管理の集計表でもカウントされるようになっている。 また、No.138については、前段の就職等の文脈の中で回答していたため誤解を招いたが、「就職」の要件を満たせば（週20時間以上の就労で書類が揃った場合）、就職決定者としてカウントすることとなる。</p>
171	8 提案書関係（提案書様式関係）	<p>【1】(4)ケ アウトリーチ支援件数 ここでいう「件数」とは延べ件数か、実人数か。</p>	<p>アウトリーチ支援件数は延べ件数を記載されたい。</p>
172	8 提案書関係（提案書様式関係）	<p>【スタッフ名簿】 「採用予定などで未定の場合は、その旨記載すること。」とあるが、記載に際して本人の了解をとる必要はあるか。</p>	<p>当該スタッフ名簿上、記載に際して本人の了解を得ているか否かについては、提案書の審査における判断に影響を与えない。 なお、採用予定者の個人情報の取扱については、入札に参加される法人として、個人情報保護法等の法令に則った対応を行う必要があるものと思料する。</p>